

平成 27 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	10	05	08	0401	文化財保護活用事業
総合計画	分野	人づくり			
	政策	3-5	芸術文化の振興		
	施策	3	文化財の保護と活用		
目的	文化財の保護と活用				
対象	市民、指定文化財（将来的に文化財として指定する価値があるものを含む）				
意図	文化財愛護の気持ちを育み、指定文化財の保存意識の向上を図る。また魅力ある地域づくりのためその周知を図る。				
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること				
○文化財保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が所有する文化財の適切な管理運営</li> <li>個人等が所有する文化財の適切な保存のための指導と維持補修に対する補助</li> <li>地域と一体となった保護活動</li> </ul>				
○文化財調査活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の調査と指定</li> <li>文化財セミナー、自然観察会の開催</li> <li>文化財を活かした地域事業への協力</li> <li>説明板や案内板等の改修、設置</li> <li>指定文化財を見学するための周遊コースの設定</li> </ul>				
市民参画の有無	[ ]				
市民協働の形態	共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定		
	後援・協賛	補助・助成	○委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）	単位	区分	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(計画)
① 文化財調査の件数	件	計画	5	5	
		実績	3	5	
② 文化財セミナー、自然観察会の開催件数	件	計画	3	3	
		実績	3	3	
③ 説明板や案内板等の改修、設置件数	件	計画	18	16	
		実績	7	5	
成果指標（上記「意図」に対応）	単位	区分	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(計画)
① 指定解除された文化財の件数	件	目標			
		実績			
② 市内の文化財等を6つ以上知っている市民の割合	%	目標	50.0	50.0	
		実績	32.0	30.6	
③		目標			
		実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり	○	目標値より低い

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
指定文化財が各所有者のもと適正な保護管理が行われているか所在を含め検証し、必要に応じて指導を行う。また、市民が文化財をより身近に感じ、文化財保護に対する理解と認識を深めることを目的に、文化財ガイドブック活用の積極的な呼びかけや、文化財各分野の講座やセミナー等を開催する。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	地域において過疎化や少子高齢化が進行し、加えて経済状況の悪化に伴い、市民共有の財産である文化財を保存、伝承する環境は厳しさを増している。文化財は人と人をつなぎ、地域の活性化や魅力あるまちづくりに貢献するものとして、行政がその絆を取り持つ役割を担っている。
	○妥当である	
	見直し余地がある	
有効性	成果の向上余地	地域コミュニティ会議と連携を図りながら、文化財説明板の設置や修繕を継続的に行うことで文化財の現状を把握でき、適切な保存に結び付けることができる。また文化財ガイドブック等を効果的に活用することで、多くの市民の関心を引くことが期待される。
	○向上余地がある	
	向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	文化財は地域のシンボルであり、市民教育や観光振興においても大きな価値を伴う。経費の削減により指定文化財の適切な維持管理ができなくなり、保存状態の悪化や、文化財そのものの散逸や滅失を招く。また地域コミュニティの沈滞を招き観光事業に大きな損失となる。
	事業費の削減余地がある	
	人件費の削減余地がある	
公平性	○どちらも削減余地がない	
	受益と負担の適正化余地	適切な保護管理を行うことで、指定文化財が市民共有の財産としての価値を有する。所有者に対しては、管理や修繕に要する費用の一部を補助している。また所有者と連携を図りながら可能な限り公開・活用を図っている。
	受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある	
	○適正である	
総合評価 …上記評価結果の総括		
有形文化財を中心とする管理状況の把握には所有者との密なる連携が不可欠であることから、実態を確認したうえで、今後の保存管理について最善策がとられるよう計画的に所有者、有識者との協議に努める。 市民等への周知の手段となる指定文化財の説明板や案内板について悉皆調査を実施したところ、経年劣化の著しいものが見受けられたので、新規設置とあわせて年次計画で修繕対応を行う。 文化財の周知については、文化財ガイドブックの積極的な活用の呼びかけと、わかりやすく魅力のある文化財セミナーの企画を通じて、市民に対して関心の呼び起こしに努める。		

平成 27 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	10	05	08	0401	文化財保護活用事業

単位：千円

		26年度 決算額(A)	27年度 決算額(B)	28年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		8,702	18,820		10,118
財源内訳	国・県		4		4
	地方債				
	その他				
	一般財源	8,702	18,816		10,114

事業期間	<input checked="" type="radio"/> 単年度繰返	<input type="radio"/> 期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	--	----------------------------	-----------------

部重点施策における目標  
地域の歴史や文化財、民族芸能の保護と活用

事業開始の背景・経緯  
文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）、花巻市文化財保護条例（平成18年1月1日条例第242号）の制定により、市内にある各分野の文化財を調査し、重要なものについて指定を行い、その保存、活用及び伝承のため必要な措置を講じてきた。

事業概要

- 文化財保護
  - ・市が所有する文化財の適切な管理運営
  - ・個人等が所有する文化財の適切な保存のための指導と維持補修に対する補助
  - ・地域と一体となった保護活動
- 文化財調査活用
  - ・文化財の調査と指定
  - ・文化財セミナー、自然観察会の開催
  - ・文化財を活かした地域事業への協力
  - ・説明板や案内板等の改修、設置
  - ・指定文化財を見学するための周遊コースの設定

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

- ・未指定文化財（指定候補物件）の調査を行い、学術的に高い価値を有するものは指定を行う。
- ・文化財の説明版については、新指定を行った文化財の説明板を新設置し、市町合併以前に設置したものについては、表記の修正、補修を進める
- ・文化財の所在と保存状況の確認を行う。

担当部署 部名 教育部 課名 文化財課 担当係長 大内典子 内線 9-30-353

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。  
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

## 花巻市の文化財保護の考え方

『花巻市文化財保護指針』では3つの基本方針を掲げています。  
花巻の文化財を「知る」こと「守る」こと「活かす」こと

### 具体的施策

1. 指定文化財が次の世代に受け継がれるよう保護や支援に努めます。
2. 文化財を活用し、魅力ある地域づくりに貢献します。
3. 文化財に親しむためにセミナーや自然観察会を開催します。

### 【事業内容】

- 文化財保護 事業費 16,242千円
- 文化財調査活用 事業費 2,578千円

花巻市内にある指定文化財 284件  
(国指定12件 県指定28件 市指定244件)

- 有形文化財(建造物・美術工芸品) 145件  
旧小原家住宅(国指定) 木造毘沙門天立像(国指定)など
- 無形文化財(工芸技術) 1件  
花巻傘
- 民俗文化財(有形民俗文化財・無形民俗文化財) 66件  
早池峰神楽(ユネスコ無形文化遺産・国指定)  
南部杜氏の酒造用具(国指定) など
- 記念物(史跡・名勝・天然記念物) 72件  
早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落(国指定)  
イーハトーブの風景地(イギリス海岸ほか 国指定)  
花巻城本丸跡(市指定) など